

令和5年度倉敷市立倉敷支援学校高等部入学者選抜実施大要

倉敷市教育委員会

1 選抜の方針

入学者の選抜は、倉敷市立倉敷支援学校の校長が行う。

高等部の選抜に当たっては、特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程等（以下「中学部等」という。）の校長から提出される調査書、諸検査及び面接の結果等を資料として総合的に判断する。

2 募集定員

令和5年度倉敷市立倉敷支援学校高等部の募集定員は、普通科35名とする。

3 出願の条件

高等部への入学を志願し出願することができる者は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当する知的障害者のうち、次の（1）（2）及び（3）に該当する者とする。

（1）次に定める要件のいずれかに該当する者

ア 中学部等を卒業又は修了（以下「卒業」という。）した者

イ 令和5年3月に中学部等を卒業する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条の規定に該当する者

（2）次に定める要件に全て該当する者

ア 身辺処理が自立し集団生活への参加が可能な者

イ 自力で通学が可能な者

（3）「5 通学区域等」に定める区域等に保護者とともに居住する者

4 出願の制限

出願者は、県立特別支援学校高等部（ただし、岡山瀬戸高等支援学校、倉敷琴浦高等支援学校、倉敷まきび支援学校本科普通科職業コース、誕生寺支援学校本科普通科職業コースを除く。）に出願することはできない。

5 通学区域等

（1）倉敷市のうち次の小学校区（倉敷東、倉敷西、老松、万寿東、大高、葦高、倉敷南、中島、粒江、帯江、旭丘、連島北、天城）及び、水島、児島地区の中学校区

（2）倉敷市立東陽中学校区については、倉敷市立倉敷支援学校又は岡山県立岡山南支援学校のどちらかを選択して出願できる。

6 検査等

倉敷市立倉敷支援学校の校長は、諸検査及び面接を実施する。

7 日程

出願の期間 令和5年1月11日（水）から令和5年1月16日（月）まで

諸検査等 令和5年1月20日（金）

合格者の発表 令和5年2月10日（金）

なお、インフルエンザの罹患や新型コロナウイルス感染症の感染又はその疑い等やむを得ない理由で検査当日に欠席した者については、倉敷支援学校長が定める日程で別に実施する。

8 その他

法令及びこの実施大要に定めるもののほか、当該入学者選抜に係る必要な事項は、「令和5年度倉敷市立倉敷支援学校高等部入学者選抜実施要項」及び「令和5年度倉敷市立倉敷支援学校高等部生徒募集要項」で定める。